

Managed SDx利用規約 別冊
(Type-C)

第1章 総則

(適用)

第1条 Managed SDx 利用規約共通編(以下、「共通編」といいます)第1条(本規約の目的)に規定する別冊として、当社はこの別冊を定め、共通編に加えてこの別冊により第2条に定める Type-C を提供します。

(用語の定義)

第2条 この別冊(別紙を含みます)において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
Type-C	本サービスの1つであって、Cisco Enterprise Agreement for Cisco DNAに関するライセンス、デバイス、保守を提供するサービス。
Cisco Enterprise Agreement for Cisco DNA	SD-WAN、ルーティング、スイッチング、ワイヤレスから構成されるCisco DNAソフトウェアサブスクリプションに適用できるエンドユーザ企業向けに柔軟性を持った管理が可能なソフトウェアライセンスに関する契約条件

(提供メニュー、提供条件)

第3条 Type-C の提供メニューは次の通りです。

1. ライセンスの提供

契約者がCisco Enterprise Agreement for Cisco DNAにもとづきCisco inc.をライセンサーとして提供される、SD-WAN、ルーティング、スイッチング、ワイヤレスのソフトウェアスイート(以下「本スイート」といいます)のライセンス(以下「本ライセンス」といいます)のライセンシーであることを前提に、当社は次表に定める本スイート毎にType-Cを提供します。

本ライセンスには、本スイートが動作する機器(ルーター、スイッチ、アクセスポイント、コントローラー、物理アプライアンスを含みます)及びISEの仮想アプライアンスは含まれません。

Type-Cの利用にあたって、契約者は当社より別途提示するCisco Enterprise Agreement Program Terms and Conditions for End Users及び本スイートに含まれる本ライセンス毎に規定されている使用許諾条件に同意いただくものとします。

また、Type-C申込みにとまない、契約者は、当社及び当社の委託によりType-Cに関する業務を行う者(以下「委託会社」といいます。)を、Cisco Enterprise Agreement Program Terms and Conditions for End Usersにおける正規代理店(Approved Source)として指名したこととみなします。

1-1 提供可能なスイート

契約者が本スイートを利用する場合のその本スイートに含まれるライセンス並びにライセンスタイプ、使用許諾条件及び提供可能な単位は、次表の通りとします。

スイート	含まれるライセンス	ライセンスタイプ ³	使用許諾条件	提供単位
Cisco DNA for SD-WAN and Routing	Advantage Tier			
	Cisco DNA Essentials Core features: 3: management and connectivity Includes Cisco Umbrella DNS Monitoring	ソフトウェア、クラウドサービス	EULA; Cisco Umbrella OD; Cisco SD-WAN OD; UCA	デバイス

	Cisco DNA Advantage Core features: policy and assurance; management and connectivity Includes Cisco Umbrella App Discovery and Cisco AMP	ソフトウェア、クラウドサービス	EULA; Cisco SD-WAN OD; AMP, Threat Grid and Clarity OD; Cisco Umbrella OD; UCA	デバイス
	Premier Tier			
	Cisco DNA Essentials Core features: management and connectivity Includes Cisco Umbrella DNS Monitoring	ソフトウェア、クラウドサービス	EULA; Cisco Umbrella OD; Cisco SD-WAN OD; UCA	デバイス
	Cisco DNA Advantage Core features: policy and assurance; management and connectivity Includes Cisco Umbrella App Discovery and Cisco AMP	ソフトウェア、クラウドサービス	EULA; Cisco SD-WAN OD; AMP, Threat Grid and Clarity OD; Cisco Umbrella OD; UCA	デバイス
	Cisco Umbrella Insights ¹	クラウドサービス	Cisco Umbrella OD; UCA	ユーザー
Cisco Threatgrid ²	クラウドサービス	AMP, Threat Grid, and Clarity OD; UCA	1日当たりの送信回数	

- (1) サブスクリプション Tier に応じて次のユーザー数が含まれます。
 Tier1 :25 ユーザー。Tier 2: 250 ユーザー、Tier 3、最大 1,000 ユーザー。
- (2) 1 日あたり最大 200 回の送信が含まれます。
- (3) Cisco Umbrella、Cisco AMP、及び Cisco Threat Grid は、クラウドサービスとしてのみ利用可能です。SD-WAN コントロールプレーンは、ソフトウェアまたはクラウドサービスとして利用できます。

スイート	含まれるライセンス	ライセンスタイプ	使用許諾条件	提供単位
Cisco DNA for Switching	Advantage Tier			
	Cisco DNA Essentials Core features: basic automation and monitoring	ソフトウェア	EULA	デバイス
	Cisco DNA Advantage ⁴ Core features: advanced automation and monitoring; policy and assurance	ソフトウェア	EULA	デバイス
	Premier Tier			
	Cisco DNA Essentials Core features: basic automation and monitoring	ソフトウェア	EULA	デバイス
	Cisco DNA Advantage Core features: advanced automation and monitoring; policy and assurance	ソフトウェア	EULA	デバイス
Stealthwatch Enterprise For Encrypted Traffic Analytics Includes Stealthwatch Flow Rate License, Virtual Stealthwatch Management Console, Virtual Flow Collectors, and Cognitive Intelligence (a cloud threat detection feature)	ソフトウェア	EULA	デバイス	

	ISE Base + ISE Plus ⁵ For SD-Access and Network Health Insights	ソフトウェア	EULA	デバイス
--	--	--------	------	------

- (4) Cisco DNA Advantage には、Encrypted Traffic Analytics 機能を利用するために必要な Stealthwatch ライセンスや、SD-Access 及び Network Health Insights 機能を利用するために必要な ISE ライセンスは含まれていません。
- (5) ISE の物理/仮想アプライアンスは別途購入する必要があり、付属していません

スイート	含まれるライセンス	ライセンスタイプ	使用許諾条件	提供単位
Cisco DNA for Wireless	Advantage Tier			
	Cisco DNA Essentials Core features: basic automation and monitoring	ソフトウェア	EULA	アクセスポイント
	Cisco DNA Advantage Core features: advanced automation and monitoring; policy and assurance	ソフトウェア	EULA	アクセスポイント
	Cisco DNA Spaces See Core features: location-based business insights, networking troubleshooting, and optimization	ソフトウェア、クラウドサービス	EULA; Cisco DNA Spaces OD; UCA	アクセスポイント
	Premier Tier			
	Cisco DNA Essentials Core features: basic automation and monitoring	ソフトウェア	EULA	アクセスポイント
	Cisco DNA Advantage Core features: advanced automation and monitoring; policy and assurance	ソフトウェア	EULA	アクセスポイント
	Cisco DNA Spaces See Core features: location-based business insights, networking troubleshooting, and optimization	ソフトウェア、クラウドサービス	EULA; Cisco DNA Spaces OD; UCA	アクセスポイント
	ISE Base + ISE Plus ⁶ For SD-Access and Network Health Insights	ソフトウェア	EULA	エンドポイントセッション
	Cisco DNA Spaces Extend Includes DNA Spaces See features plus partner integration capabilities	ソフトウェア、クラウドサービス	EULA; Cisco DNA Spaces OD; UCA	アクセスポイント
	Optional Add-ons			
	ISE Base + ISE Plus For SD-Access and Network Health Insights	ソフトウェア	EULA	エンドポイントセッション
	Stealthwatch Enterprise For Encrypted Traffic analytics Includes Stealthwatch Flow Rate license, Virtual Stealthwatch Management Console, and Virtual Flow Collectors. Also includes access to Cognitive Intelligence, a cloud threat detection feature	ソフトウェア、クラウドサービス	Cisco Stealthwatch Enterprise SEULA; EULA; UCA	フロー
DNA Spaces Act Includes DNA See, DNA Extend, plus advanced location services and toolkits	ソフトウェア、クラウドサービス	EULA; Cisco DNA Spaces OD; UCA	アクセスポイント	

	DNA Spaces Extend Includes DNA Spaces See features plus partner integration capabilities	ソフトウェア、クラウドサービス	EULA; Cisco DNA Spaces OD; UCA	アクセスポイント
	Cisco DNA Endpoint Software for Aironet Active Sensor Simulates, predicts and validates wireless network performance	ソフトウェア	EULA	アクティブセッション

(6) ISE の物理/仮想アプライアンスは別途購入する必要があり、スイートには含まれていません。

1-2 ライセンスの提供単位

前1-1に定めるライセンスの提供単位は次表に定める意味で用いるものとします。

アクセスポイント	他のWi-Fi機器が有線ネットワークに接続できるようにするネットワーク機器。
アクティブセンサー	ネットワーク全体で最適なパフォーマンスを保証するように設計された、専用のワイヤレスネットワークセンサ。
1日当たりの送信回数	脅威分析のために送信するサンプルファイルの一日当たりの件数。
デバイス	ソフトウェアまたはソフトウェアに関連するブラウザプラグインを実行できるコンピューティング、ネットワーキング、または通信デバイス。
エンドポイント	デバイスのうち、該当する本ソフトウェアまたはクラウドサービスによってサポートされ、データの処理及びネットワークへのアクセスが可能なもの。 (a) PC、(b) 仮想デスクトップ・インスタンス (VDI)、(c) モバイルデバイス、(d) ネットワークコンピュータワークステーションなど。
エンドポイント・セッション	イーサネット接続、ワイヤレス接続、VPN接続など、エンドポイント固有の各ネットワーク接続。
フロー	1秒あたりのネットワーク・トラフィック・フロー。
ユーザー	本ソフトウェアまたはクラウドサービスのインターネット接続ユーザー数。

1-3 True Forward(料金の年度更新)

当社は、当社の定める方法により、申込のあった本スイート毎に利用を開始した日から1年毎に価格の更新(以下「True Forward」と言います)を実施します。本スイートの利用を開始した日から1年経過した日(以下「True Forward実施日」と言います)に契約者が利用している本ライセンス数が、共通編第8条1項に基づき成立した契約により購入いただいた本ライセンス数を超過していた場合、True Forward実施日から当該契約満了日までの期間については、True Forward実施日時点で利用している本ライセンス数に基づき料金をお支払いいただきます。ただし、True Forward実施日前の超過ライセンス数分の料金について、当社は請求しないものとします。

同様に、True Forward実施日から1年経過した日(以下「次回True Forward実施日」と言います)に契約者が利用する本ライセンス数が、True Forward実施日までに購入いただいたライセンス数を超過していた場合、次回True Forward実施日から当該契約の満了日までの期間については、次回True Forward実施日時点の利用ライセンス数分の料金をお支払いいただきます。以降の期間も同様とします。

True Forward時に適用されるライセンス税抜き単価は、原則として基本申込書時点の税抜き単価を適用します。

なお、基本申込の際に契約者がAdvantage Tierに係わる本ライセンスを申込んだ場合で、同一スイートのPremier Tierに係わる本ライセンスを追加利用する場合には、True Forward実施日又は次回True Forward実施日の前であっても、その追加をもって当該追加分のライセンスを反映した料金をお支払いいただきます。

1-4 ソフトウェアサポート

本ライセンスの提供には次のソフトウェアサポートが含まれます。

- ・メジャー、マイナー、メンテナンスのソフトウェア リリース アップデート
- ・Ciscoが提供するオンラインサポートリソースへのアクセス
- ・機能に関するお問い合わせ対応

なお、ソフトウェアサポートのご利用にあたっては、当社のヘルプデスクサービスなど、当社の運用サービスに係わる契約を締結することを前提とし、当該契約を締結しない限り、当社はソフトウェアサポートを提供する義務を負わないものとします。また、アップデートソフトウェアの動作検証や、適用等の作業は本ライセンスの提供には含まれません。

1-5 ライセンス提供の利用開始日

ソフトウェアのライセンスの開始日は、共通編第8条1項に基づき成立する契約に定めるものとします。

2. デバイス提供

本スイートが動作するデバイスを提供します。

販売又は利用期間を定めたレンタルの形態で提供します。

デバイスの利用開始日は、そのデバイスに係わる本ライセンス提供の開始日とします。

3. デバイス保守

デバイスの保守サービスを提供します。

次のデバイスの保守サービスが含まれます。

- ・センドバック保守(平日9-17時、または24時間365日)
- ・オンサイト保守(平日9-17時、または24時間365日)

なお、デバイス保守のご利用にあたっては、当社のヘルプデスクなど、当社の運用サービスに係わる契約を締結することを前提とし、当該契約を締結しない限り、当社はサポートサービスを提供する義務を負わないものとします。また、デバイス保守に関して次の通り定めます。

- (1) 当社は、デバイス保守の対象となるデバイスに含まれる本ライセンスの提供開始日からデバイス保守を提供します。
- (2) 期間の末日に効力が発生する契約解除について、一方当事者が他方当事者に対して少なくとも90日前に書面により通知した場合を除き、本契約はそれに続く各12カ月間にわたり継続します。
- (3) デバイスの交換時には、契約者にてデバイス管理サーバでのデバイス交換操作が必要となります。

本項に定めるほか、デバイス保守に係わる仕様その他の条件は別紙のManaged SDx Type-C 保守サービス仕様書の定めによるものとします。

第2章 契約

(最低利用期間)

第4条 以下に定めるメニューに応じて、最低利用期間を以下の通り定めます。最低利用期間内に当該メニューの解約があった場合は、利用期間にかかわらず、解約する日を含む月の料金額(True Forward により反映された価格を含みます)に残余期間分を乗じて得た額を一括で支払っていただきます。最低利用期間分の料金を一括前払いで支払い済みの場合は、残期間料金の支払いの対象外となります。

メニュー	最低利用期間
本ライセンス提供	本スイート毎にその本スイートの利用を開始した日から3年または5年(共通編第7条に基づく申込みにあたり、契約者がいずれかの期間を選択するものとします)
デバイス提供	デバイス毎にそのデバイスの利用を開始した日から3年または5年(共通編第7条に基づく申込みにあたり、契約者がいずれかの期間を選択するものとします)
デバイス保守	第3条3項1号に基づきデバイス保守の提供を開始した日から3年または5年(共通編第7条に基づく申込みあたり、契約者がいずれかの期間を選択するものとします)

第3章 料金

(料金)

第5条 Type-C の料金は、個別算定の上ご提示いたします。また、ライセンス提供の料金は第3条（提供メニュー、提供条件）の True Forward に基づき、本スイート毎に利用を開始した日から1年毎に見直しを実施します。

（料金の支払義務）

第6条 契約者は、本契約に基づいて、当社が Type-C の提供を開始した日から起算して、本契約の解約日の前日までの期間について、第5条で規定する料金の支払いを要します。

2 Type-C は、ライセンス、デバイス、及び保守を提供するサービスであることから、現に契約者が当該ライセンス、デバイスおよび保守を利用しているかどうかにかかわらず、契約者は Type-C に係わる料金の支払いを要します。

3

最低利用期間中に解約があった場合でも、当該最低利用期間の残期間における本ライセンスの使用権及びデバイスの所有権は契約者に属します（デバイスのレンタルの場合を除きます）。

第4章 雑則

（免責）

第7条

2 当社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。

3 Type-C は、メーカー、ソフトウェアハウス及びクラウドの使用を当社に対して許可する者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となる機器、ソフトウェア（OS）等をそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、クラウドの使用を当社に対して許可する者等のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。

4 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、及び実施内容について保証するものではありません。

5 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業及び訪問オプションの実施に伴い生じる契約者の損害について、共通編 第 32 条(責任の制限)第 1 項に規定する場合を除き責任を負いません。

6 サポートに関して、契約者の企業名、住所、連絡先電話番号等で契約者であることを特定した後、各デバイスに係る設定の追加、修正、解除等を依頼された場合は、契約者からの依頼であるとみなし、当社は設定の追加、修正、解除等に伴い生じる契約者の損害について、一切の責任を負いません。

（お客様情報の取り扱い）

第8条 契約者は、当社、委託会社、及び、クラウドの使用を当社に対して許可する者が、Type-C 提供の過程において契約者が提供した情報（申込書に記載いただいた契約者名、住所、ご担当者名、電話番号、メールアドレス、Cisco.com ID 等の情報や、各デバイス、クラウドに設定した情報、（以下「お客様情報」といいます。））を知り得ることについて、同意していただきます。

2 当社、委託会社及びクラウドの使用を当社に対して許可する者は、次の目的の達成に必要となる範囲内でお客様情報を利用します。

- (1) Type-Cの提供
- (2) 契約者からの要請にもとづく、サポート業務
- (3) Type-Cの利用状況の確認
- (4) Type-Cの品質、機能改善のための情報分析

（契約者の義務）

第9条 契約者は、Type-C の利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては Type-C が提供できない場

合があります。

(1) 契約者自身によるType-Cの利用の要請であること。

2 契約者が、保守サービスの要請をする場合には、本条第1項に定める条件に加え、以下の条件を満たしていただきます。

(1) 当社が契約者を訪問した際に各デバイスの設置(希望)場所に案内し、設定作業等へ立ち会うこと。

(2) 当社が設定作業、保守作業等の実施の際に、当社が要求する電力、照明、消耗品及びその他の便宜(電話又は通信回線等の使用を含みます。)を、契約者が当社に対して無償で提供すること。

3 前2項及び共通編第37条の規定のほか、契約者は次のことを守っていただきます。

(1) Type-Cに利用するパスワード(暗号化キー)、別紙2(提供する機能)で利用するID、パスワード等の適正な管理に努めること。

(2) ソフトウェア、デバイスを第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。

(3) ソフトウェア、デバイスを善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。

(4) デバイスに故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。

(5) その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。

(契約者の協力事項)

第10条 契約者は、当社がType-Cの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行っていただきます。

(1) ライセンス管理のために必要となるCisco Software Centralポータルへの当社及び委託会社の指定するアカウントの登録

(2) 当社の求めに応じたIDやパスワード等の入力。

(3) 当社の求めに応じたType-C提供のために必要な情報の提供。

(4) その他、Type-Cの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施。

(除外事項)

第11条 当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、Type-Cの提供を行わないことがあります。

(1) 第9条(利用に係る契約者の義務)のいずれかの項目をみたさない場合。

(2) 契約者が、前条(契約者の当社に対する協力事項)のいずれかの項目の協力を行わず、Type-Cの提供の実施が困難となる場合。

(3) 不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の幫助となる作業を当社に要求する場合。

(4) その他、契約者の責によりサービスの提供が困難となる場合。